

公的手続き等に関するご案内

このたびの被保険者さまのご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申しあげます。

今後、さまざまな手続きや届け出が必要になります。

以下に、主な届け出・手続事項をご案内させていただきます。

何から手をつけて良いかわからないなど、お困りの際はお役立てください。

【公的手続き・生活全般の手続き先について】

※以下は、あくまでもお手続きの一例ですので、お客様によって、手続き内容や手続き先が異なる可能性がございます。具体的なお手続き内容については、主な手続き先に、直接お問い合わせください。

届出・手続き内容	主な手続き先	チェック
①一般的な手続き	死亡届	住所地の市区町村役場
	死体火(埋)葬許可申請書	住所地の市区町村役場
	世帯主変更届	新世帯主の住所地の市区町村役場
	年金受給停止の手続き	年金事務所など
	健康保険証の返却	住所地の市区町村役場など
	介護保険の保険証の返却	住所地の市区町村役場
②給付手続き	遺族年金	年金事務所など
	埋葬料・葬祭料	市区町村役場・健保組合など
	高額療養費	市区町村役場・健保組合など
	死亡退職金	勤務先
	住宅ローン	金融機関など
③財産引継ぎ	相続人の調査と確定	市区町村役場
	遺言の有無の確認	自宅など
	遺産分割協議	法定相続人間で
	相続放棄・限定承認の申し立て	家庭裁判所
	土地・建物の移転登記	法務局
	自動車・バイクなど	陸運局事務所
	自動車保険・火災保険	損害保険会社
	預貯金・借入金	銀行・信金・信組・農協など
	株式・債券・投資信託	証券会社・信託銀行など
④税金	所得税の準確定申告 (医療費控除の還付請求)	税務署
	相続税の申告・納付	税務署
⑤その他	公共料金 名義・口座変更 (電気・ガス・水道・固定電話・NHK)	電力会社、水道局、ガス会社、電話会社、NHK
	クレジットカード	クレジット会社
	携帯電話	携帯電話会社
	パスポート	旅券事務所
	運転免許証	最寄の警察署
	各種会員証(JAF、マリージなど)	発行元

※以下の内容について不明な点がありましたら、相談専用ダイヤルにお問い合わせください。

20年月現在の法令等に基づき記載しております。

【相続開始後のスケジュール】

相続税の申告・納付は、被相続人が亡くなった日の翌日から10ヵ月以内に行う必要があります。



【死亡保険金と税の種類】

生命保険にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。

ご契約者 (保険料負担者)	被保険者 (保険がつけられている人)	死亡保険金受取人	税の種類
A	A	B(Aの相続人である)	相続税(※)
A	A	C(Aの相続人でない)	相続税
D	A	E	贈与税
D	A	D	所得税

※ご契約者と被保険者が同一で、指定された死亡保険金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合には、『500万円×法定相続人の数』が非課税相続財産となります。

年金・税務・法律のご相談を専門家が電話でお受けします。

予約制

■年金のご相談

厚生年金や国民年金などに関するご相談に社会保険労務士が電話でお受けします。

相談無料

■税務のご相談

所得税・相続税・固定資産税などの日常生活に関わる税務全般について、税理士がご相談を電話でお受けします。

■法律のご相談

日常生活で生じた法律問題について弁護士がご相談を電話でお受けします。



0120-317-719 (24時間・年中無休) ※相談専用ダイヤル

【サービスご利用上のご注意】

- このサービスは当社の保険契約にご加入のご契約者さま・被保険者さまおよびそのご家族(2親等以内)がご利用いただけます。
- このサービスは当社が提携する企業のサービスを提供するものです。
- ご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、証券番号、ご相談内容、およびご希望の日時をお伝えください。